

「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による
所得税等の非課税に関する法律施行令」の一部改正について

本年 6 月 27 日、アラブ首長国連邦において「国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の交換公文」の交換が行われたことに伴い、アラブ首長国連邦の居住者が営む国際運輸業に係る所得につき非課税措置を講ずるため、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令」（以下「施行令」といいます。）が改正されました。

この改正により、施行令の別表に非課税の対象となる外国として「アラブ首長国連邦」が追加され、あわせて非課税の対象となる所得及び税目が掲げられました。

別表（第 2 条関係）

外 国	非課税所得	税 目
アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税

なお、同表中「アラブ首長国連邦の居住者」とは、アラブ首長国連邦の租税に関し同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に関し所得税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者でない個人及びアラブ首長国連邦に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に関し法人として取り扱われる団体を含みます。）をいいます。

この改正は、法人については平成 16 年 8 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税、住民税及び事業税について、個人については平成 17 年分以後の所得税、平成 18 年度分以後の住民税及び事業税について適用されます。

連絡・問い合わせ先：主税局国際租税課

03-3581-4111(代) 内線 2453、5335